

輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません

- 事業者は、毎年度、
 - ・輸送の安全に関する基本方針
 - ・輸送の安全に関する目標（例えば事故件数等）及び目標の達成状況
 - ・事業用自動車の事故に関する情報（総件数及び類型別の事故件数）等を公表しなければなりません。

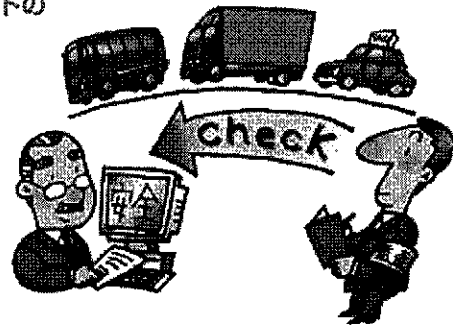
- また、事業者は、輸送の安全に係る処分を受けた場合には、
 - ・当該処分の内容
 - ・講じた措置
 - ・講じようとする措置

について、随時、公表しなければなりません。

※公表の手段・方法については、会社のホームページへの掲載、営業所など利用者の出入りのある施設での掲示などにより行ってください。

国土交通省では、運輸安全マネジメントの浸透・定着を図るため、取り組み状況のチェック（評価監査）を行います。

事業者の規模別に定められた、「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」に基づいて、基本方針や目標を定めるなどして、運輸安全マネジメントについて十分な取り組みが行われているかどうかチェックします。



評価の実施
予定時期は

安全管理規程作成済の業務のある事業者*

平成19年1月より

その他の事業者

平成19年4月より

*事業用自動車の保有車両数が、以下に示す数以上の事業者の皆さんには、「安全管理規程」の作成及び届出、「安全統括管理者」の選任及び届出の義務付けがなされます。

- 貨物自動車運送事業（被けん引自動車を除く）……300両
- 旅客自動車運送事業（一般乗用を除く）……200両
- 一般乗用旅客自動車運送事業……300両

国土交通省 自動車安全対策センター	☎03-5253-4578	中部運輸局 自動車交通部	☎052-852-2007, 8035, 8036
民営バス、タクシー	☎03-5253-8572	近畿運輸局 自動車交通部	☎06-6949-4447, 6445, 6446
北海道運輸局 自動車交通部	☎011-290-2743, 2741, 2742	中部運輸局 自動車交通部	☎06-2228-3438, 3439, 3437
東北運輸局 自動車交通部	☎022-701-7531, 7520, 7530	四国運輸局 自動車交通部	☎087-825-6365(備後局), 6363(広島局)
北陸信越運輸局 自動車交通部	☎025-244-7573(富山県, 石川県)	九州運輸局 自動車交通部	☎092-472-2528, 2521, 2527
関東運輸局 自動車交通部	☎045-211-7243, 7245, 7246	沖縄総合事務局 運輸部	☎098-866-0061(海上保安)

※北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州の各運輸局の電話番号は4桁は、県に異なり(ラック関係)、広島第1局(広島県)は第2局(タクシー関係)の番号です。

運輸安全マネジメントの導入について

すべての事業者が「輸送の安全性の向上」を行います



平成18年10月から、運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関係法（道路運送法及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律が施行されます。

「輸送の安全性を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施行により、事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

すべての運送事業者は、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

国土交通省 自動車交通部

平成18年10月から、すべての運送事業者は、運輸安全マネジメントの導入により、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。



運輸安全マネジメントとは？

- | | | | |
|------------------|-------------------|--------------------|----------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 安全性の向上のための計画を作成し | ⇒ 計画に基づく安全対策を実施して | ⇒ 実施したことによる効果を評価して | ⇒ 改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する |

という手順を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。

具体的には…

輸送の安全に関する取り組みが必要になります

次の7項目について取り組みを行います

1 社長は輸送の安全の確保に最終的な責任を有することを明確にします。

2 輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、従業員に十分周知させます。

3 基本的方針に基づいて輸送の安全の確保に関する目標を設定します。また、輸送の安全に関する目標を達成するための計画を作成します。

4 情報の共有や伝達が確実に行われるようにします。

5 運輸安全マネジメントの実施状況などを事後チェック（評価）し、改善点の有無を検証します。

6 業務の改善を行い、次の目標や計画に反映させます。

7 上記の取り組みについての記録を適切に管理します。

資料3-3 警察庁関係

安全運転管理者制度とは

制度の趣旨

事業所における自動車の安全な運転を確保するため、必要な業務を行う責任者を選任するもの



安全運転管理者の選任が必要な事業所

5台以上^(※)の自動車を使用する事業所

運行管理者の選任義務がある自動車運送事業者等は対象外

※ 自動二輪車は10台以上、乗車定員11人以上の自動車は1台以上

安全運転管理者の業務

- ・ 運転者に対する交通安全教育
- ・ 運転者の適性等の把握
- ・ 運行計画の作成
- ・ 長距離運転や夜間運転の交替運転者の配置
- ・ 異常気象時等の安全運転を確保するための措置
- ・ 点呼・日常点検による安全運転の確保
- ・ 運転日誌を備付け記録させる
- ・ 安全運転の指導

現状

選任事業所数 33万7,717か所

選任事業所の交通事故件数 9万4,932件

選任事業所の交通死亡事故件数 682件

※ 事業所数は平成19年3月末、事故件数は平成18年の数である。

安全運転管理者の育成・指導

安全運転管理者等に対する講習

- 都道府県公安委員会が実施
- 受講頻度・・・年1回
- 講習時間・・・約6時間
- 講習内容
 - ・ 道路交通の現状と交通事故の実態
 - ・ 法令の知識
 - ・ 安全運転のための知識
 - ・ 安全運転管理についての心構えと方法
 - ・ 交通事故と賠償

運転シミュレータの活用等により効果的な講習を実施

警察と連携した安全運転への取組み

- 事故防止コンクール等の開催
安全運転管理者を選任している事業所を対象に、無事故を競うコンクールを実施
- 体験講習会等の開催
年1回の講習に加えて、安全運転管理者を対象に飲酒運転の疑似体験講習会等の講習会を開催

安全運転管理者等に対する指導

- 交通死亡事故等発生時の指導
事業所において交通死亡事故が発生した場合等に、警察署に安全運転管理者等を招致するなどして、再発防止等の指導
- 安全運転管理者等の解任命令

資料3-4 走行前点呼關係